

# 令和2年度 吹田市民病院職員 大腸検診 仕様書

## 1 件名

大腸検診(免疫便潜血検査 2 回法)

## 2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

## 3 検診業者の条件

競争入札に参加する検診業者は以下の条件を満たしていること。

- (1) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 医療法、医師法、労働安全衛生法等検診業者として求められる各種法令および企業の社会的責任として労働基準法等を遵守していること。業務にあたり必要な手続きを行うこと。
- (3) 「市民税」、「固定資産税(償却及び土地家屋)」、「法人税・消費税」および「所得税・消費税」に未納がないこと。
- (4) 契約する会社名が医療機関として保健所に登録されていること。
- (5) 他機関と再委託・提携することなく検診が実施可能であること。ただし、当院の許可を得た場合は除く。
- (6) 下記の内容で精度管理を行っていること。
  - ア 検診機関は、大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)を参考にし、適切な方法の選択及び精度管理を行っている。
  - イ 生活習慣病検診等管理指導協議会の大腸がん部会の検討結果を踏まえ、その指導または助言に従い、実施方法等の改善に努めている。
  - ウ 大腸がんに関する正確な知識及び技能を有するように努めている。
- (7) 検診の実施に際して、この仕様書に記載された実施方法及び以下の特記事項を厳守すること。
  - ア がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省)にならない業務を行うこと。
  - イ 事務担当者及び健康診断スタッフが著しく不相当と判断される場合には、受託者に対してその者の変更を求めることができること。
  - ウ 業務・結果等で当院からの指摘事項があれば必ず従うこと。当院から質問事項があれば1週間以内に調査を行い、文書による回答を行うこと。同時に担当者が来院して説明を行うこと。
  - エ 検査容器への氏名等の打ち出し、検診結果は全てコンピューター処理であること。業務に適した機器材・体制に更新するとともに、個人情報の保護に努めること。メールでの打ち合わせが可能であること。
  - オ 所属名等は組織改正等により変更があれば対応すること。
  - カ 健康診断の結果で緊急を要する場合は、2日以内に連絡が可能であること。
  - キ 全ての検査における判定及び診断については、常勤医師によるものとする。また、最終的な判断については当院の産業医の指示に従うこと。
  - ク 結果は特に指示がない場合は必ず実施日から3週間以内に納品すること。
  - ケ 委託業務上知り得た内容の一切を業務期間中はもとより、終了後においてもこれを第三者に漏らさないこと。また、提供された資料等を善良な管理者の注意を持って管理及び保管し、業務以外の用途に使用しないこと。契約の有無に関わらず、検診結果は3年間保管し、委託者の求めに応じ提供すること。
- (8) 検診業者として常に関係情報を把握し、当院担当者に適切に説明を行うこと。
- (9) 過去に同程度の良好な実績があること。

## 4 検診の実施方法について

### (1) 検診の流れ

事前に、病院総務室が対象者名簿をデータで検診実施機関に渡す。検診実施機関は、個別封筒に所属名、所属番号、氏名を打ち出し、採便容器、受検に際しての注意事項を記載した文書及び病院室からの文書を同封して納入する。検診期間中に受検者が直接会場に採便容器を持参するので、随時検査を実施する。検査結果が出た順に吹田市民病院に納入する。

### (2) 日程

春の定期健康診断時

### (3) 対象者

吹田市民病院に勤務する各年度 3 月 31 日時点で 40 歳以上の非常勤職員、再雇用職員(短時間)、アルバイトなど協会けんぽの被保険者 約 150 人

### (4) 検診項目

検診項目	備 考
便潜血検査	<p>ア 免疫便潜血検査 2 回法により行う。ただし、検査方法に変更がある場合は直ちに応じること。</p> <p>イ 測定用キットは、特性、検体数、採便から測定までの時間等を勘案して最適な物を採用すること。</p> <p>ウ 採便方法は、採便容器(ろ紙、スティック等)を配布し、自己採便とする。</p> <p>エ 採便容器の使用方法、採便量、初回採便から 2 回目間での日数及び検体の保管方法は、検診の精度に影響を与えるので、その旨を記載した文書を作成し、採便容器を配布の際に同封する。</p> <p>オ 検体の回収は、受検者から検診実施機関への直接郵送とする。</p> <p>カ 初回の検体は、受検者の自宅において冷蔵保存し、2 回目の検体を採取したあと、即日郵送したものを検査することを原則とする。</p> <p>キ 検体の測定は、検体回収後速やかに行う。</p>

### (5) 検査容器(採便容器)

- ア 検査容器には、所属名、所属番号、職員番号、氏名を打ち出したラベルを貼ること。
- イ 個別封筒には、所属名、所属番号、職員番号、氏名を打ち出し、病院総務室からの文書(被保険者用 大腸検診検体等の提出について)及び、受検の際の注意事項(検診実施機関にて作成)を同封し、封をして納入する。
- ウ 同封文書は、事前に当院担当者に提示すること。

### (6) 個人結果通知

- ア 検査期間中、結果が出た順に順次、当院に納入する。
- イ 検査結果は、「異常なし」「要精密検査」に区分する。
- ウ 中身が透けて見えない個別封筒に同封し、所属名、氏名を打ち出す。
- エ 精密検査対象者には、検査結果、紹介状を同封する。
- オ 紹介状は、検診実施機関で作成し、宛名は「主治医様」とし、特定の医院名を記入しない。
- カ 同封文書は、事前に当院担当者に提示すること。

### (7) 当院宛結果報告

- ア 当院に納入する結果は、個人結果一覧とデータとする。
- イ 結果一覧の項目は、受診日、健保番号、氏名、カナ氏名、年齢、性別、所見、結果とし、職員番号

順に並べる。

ウ 結果一覧と同じデータを納入する。

## 5 その他

- (1) 仕様書の疑義については、委託者に確認し、その指示に従うこと。なお、細部については委託者が指示するが、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること。
- (2) 産業医の指示、各種法令等の変更に伴い、実施内容・方法を変更する場合がある。その時は別途協議にて契約内容等の変更に応じること。